公募型プロポーザルの実施について（通知）

令和 8 年 10 月 30 日
佐世保市長　宮島　大典

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

記

1 業務概要

業務名	佐世保市スポーツ施設照明器具賃貸借業務
業務目的	脱炭素化（ゼロカーボンシティ）の推進及び持続可能な施設運営に向け、市内 37 箇所のスポーツ施設照明設備を計画的に LED 化し、省エネルギー化及び CO2 排出量の削減を図るとともに、夜間利用及び市民スポーツ活動の安全かつ安定的な環境を確保することを目的とする。
業務内容	照明器具の賃貸借（リース）、機器設計・施工・既存器具撤去処分、並びに 10 年間の保守・維持管理付帯サービス（詳細は仕様書による）。
対象規模	全 37 施設・3,270 灯 ・エリア①（北部地区等）：17 施設 1,547 灯 ・エリア②（南部地区等）：20 施設 1,723 灯
賃貸借期間	令和 10 年 3 月 1 日 から 令和 20 年 2 月 28 日 まで（10 年間／120 ヶ月） ※全 37 施設一斉にリース・維持管理付帯サービスを開始する。
準備・施工期間	契約締結日（令和 9 年 2 月中旬～下旬予定） から 令和 10 年 2 月下旬 まで ※令和 10 年 3 月 1 日の一斉供用開始に向け、他エリア受託者及び市と工程調整を行うこと。
提案上限価格	総額：1,100,000,000 円（消費税及び地方消費税含む） ・エリア①上限額：550,600,000 円（税込） ・エリア②上限額：549,400,000 円（税込） ※上記上限額を超える提案は失格とする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、代表事業者（リース会社）及び工事施工事業者（電気工事店等）の２社で構成されるグループ（コンソーシアム）とし、以下のすべての条件を満たすこと。

- **代表事業者要件：**公告日において、佐世保市競争入札参加資格者名簿（物品・リース等）に登録されており、過去（直近 10 年間）における国または地方公共団体において同種・類似業務（公共施設 LED 化・照明賃貸借・電気工事等）の受託実績を有する者。
- **工事施工業者要件：**令和 8 年度佐世保市建設工事入札参加資格者名簿における「電気工事 A ランク」に登録があり、佐世保市内に本店を有する事業者であって、建設業法に基づく「特定建設業の許可（電気工事業）」を有すること。
- **エリア分割に関する特記事項：**事業者はエリア①、エリア②の両方又は一方に応募できる。ただし、同一事業者が両エリアの受託候補者となることはできない（一者独占の防止）。なお、構成員ではない下請け事業者が両エリアの工事を重複して受任することは妨げない。
- **その他の要件：**
 - ⅰ　地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ⅱ　佐世保市から指名停止措置又は指名除外措置を受けていないこと。
 - ⅲ　会社更生法又は民事再生法等に基づく再生・更生手続中ではないこと。
 - ⅳ　暴力団又は暴力団員等と直接・間接的関係を有していないこと。
 - ⅴ　市税並びに法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

3 参加資格の取り消し

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとします。また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

4 提出書類

（１）参加申請書等

本プロポーザルへの参加希望者は、様式第２号「公募型プロポーザル参加申請書」を提出してください。参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

ⅰ　提出期限は、令和 8 年 11 月 25 日（水）17 時 00 分（必着）までとします。
ⅱ　持参又は郵送（配達記録があるもの）で提出してください（メール不可）
ⅲ　提出先は本通知の巻末を参照してください。
ⅳ　参加申請書を提出後、プレゼンテーション実施日前に本プロポーザルへの参加を辞する場合は、令和 9 年 1 月 18 日（月）17 時 00 分（必着）まで様式第 12 号「辞退届」を提出してください。（メールで可。ただし、送付したことを電話にて連絡してください。）

（２）提案書等

提案書は様式第 10 号のとおりとし、様式は任意とします。Ａ４フラットファイルに綴じて 9 部提出してください。プレゼンテーションは提案者名を伏せて行いますので、提案書、添付資料及び

フラットファイルには、社名など、提案者の名称がわかるものを入れないようにしてください。提案書の電子データはＤＶＤ－Ｒにて提出してください。

ⅰ　提出期限は、令和 9 年 1 月 15 日（金）17 時 00 分（必着）までとします。

ⅱ　持参又は郵送（配送記録があるもの）で提出してください（メール不可）。

ⅲ　提出先は本通知の巻末を参照してください。

ⅳ　提案書作成及びこれに付帯する作業、プレゼンテーションに係る経費は提案者負担とします。

ⅴ　提出書類については、受領後返却いたしません。

ⅵ　提案書には様式 7 号、8 号、8 号添付資料、様式 11 号を添付してください。

（３）履行確認

受託候補者の選定後、契約締結及び着工前の段階において「施工体制台帳」及び「下請契約書写し」の提出を義務付け、提案された地元活用計画が確実に履行されているかを厳格に確認いたします。計画に虚偽があった場合は契約解除等の措置を講じることがあります。

5 プレゼンテーション開催日等

- 日時：令和 9 年 1 月 26 日（火）予定
- 場所：佐世保市役所（予定）
- 時間、場所、参加人数、機材等の詳細については別途通知します。

6 仕様書に及び本通知への質問

- 質問がある場合は、令和 8 年 11 月 10 日（火）１７時００分（必着）までに別紙質問書をメールにて送付してください。期日以後の質問は受け付けません。
- 質問回答は、令和 8 年 11 月 17 日（火）１７時００分までに佐世保市役所ホームページ（資料掲載同一ページ内）に掲載いたします。個別の通知は行いません。

7 審査基準及び選定方法

- 審査主体：佐世保市職員 7 名で構成する審査委員会が審査を行う。
- 評価項目及び配点（100 点満点）：詳細は添付の「審査要領・評価基準」を参照。

 ①業務実施能力（経営基盤・同種実績）：10 点

 ② 業務計画・地元活用：35 点（発注金額割合×活用社数マトリクス評価、特定 1 社集中排除等）

 ③ 機器性能・省エネ効果（JIL 規格、グレア防止、CO_2削減）：10 点

 ④ 10 年間の維持管理・アフター体制：20 点（地元事業者への継続的保守委託含む）

 ⑤ 事業コスト（価格）：15 点（提案見積金額の適正性）

 ⑥ 独自提案：10 点（スマート照明、地域貢献策等）
- ３ 採点ルール・ねじれ現象特例採点：

 ・委員ごとに各項目を評価レベル 5（100%）～レベル 0（0%）の 6 段階で評価し乗率計算を行う。

 ・適正基準点（満点 700 点の 6 割＝420 点）以上の最高得点者を受託候補者とする。

 ・評価レベル 1 以下（20%以下）の項目が存在する場合は原則失格とする。ただし当該項目が 1 項

目のみで他の提案が極めて優秀な場合は委員会審議により救済できる。

・評価点 1 位と順位点 1 位が異なる「ねじれ現象」発生時は、各委員の最高点・最低点を除外して再集計（合計点Ⅱ）を行い判定する。

・総合計点が同点となった場合は、①順位点の合計が最も少ない事業者 ➔ ②評価レベル 5 の数が最も多い事業者 ➔ ③評価レベル 4 の数が最も多い事業者 ➔ ④くじ引きの順序で選定する。

8 公募スケジュール及び手続き

手続項目	実施予定時期
公募開始（公告・要領公表）	令和 8 年 10 月 30 日
質問書の提出期間	令和 8 年 10 月 30 日 ～ 11 月 10 日
質問書の回答公表	令和 8 年 11 月 17 日
参加申請書の提出締切	令和 8 年 11 月 25 日 17:00
参加資格審査結果通知	令和 8 年 11 月 30 日
提案書等の提出締切	令和 9 年 1 月 15 日 17:00
プレゼンテーション審査	令和 9 年 1 月 26 日頃
審査結果公表及び通知	令和 9 年 1 月 29 日頃
現地調査・詳細協議	令和 9 年 2 月 1 日 ～ 2 月 15 日
最終提案書提出	令和 9 年 2 月 17 日頃
契約締結	令和 9 年 2 月 25 日頃
現場施工期間	令和 9 年 2 月下旬 ～ 令和 10 年 2 月下旬（約 1 年間）
リース・付帯サービス開始	令和 10 年 3 月 1 日 ～ 令和 20 年 2 月 28 日（10 年間）

9 照会先及び書類提出先

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町 1 番 10 号
佐世保市役所 文化スポーツ部 スポーツ振興課
担当：片山、江口
電話：0956-24-1111（内線：3138）
電子メール：sports@city.sasebo.lg.jp